

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第18回）

平成23年8月2日（火）

午後2時～4時30分

京都府公館レセプションホール

○座長

皆さんこんにちは。

とにかくこの暑い中、ご苦勞様です。本日は、次第にもありますように、資料1の実施状況の意見交換、その後、報告事項がいくつか挙げられていますので、できるだけ時間を効率的に使うように進めたいと思います。それでは説明をお願いします。

○事務局

それでは、平成22年度人権教育・啓発事業の実施状況につきまして、まず、人権啓発推進室所管の事業から説明します。よろしくをお願いします。

資料1の35ページをお願いします。

ここが全体のまとめをしているところですが、啓発事業の取り組みの方針としまして、大きく四つにまとめています。

一つはマスメディアを活用した啓発、もう一つは若い世代に対する人権啓発。もう一つはNPO、市町村との連携で、四つ目が市町村の支援、こういう取り組みの方向づけをもって22年度の啓発事業を実施しています。

それでは、個別の事業の説明をします。

37ページをご覧ください。マスメディアを活用した広報啓発として、新聞意見広告ですが、特に憲法週間、人権強調週間、それから人権週間に、京都新聞、朝日、毎日、読売、産経各紙にそれぞれその時期時期に応じて、特に京都府の各個別のテーマについて広告を掲載しているものです。

それから2番目、人権口コミ情報、これは京都新聞に12月1日から10日まで十日間連載をしています。府民に身近な話題をできるだけわかりやすくまとめたものを連載しています。こちらは冊子としてまとめて、広く府民の皆さんに配布して活用いただいています。次に38ページをお願いします。まずラジオのAM放送ですが、京都人権情報として、12のテーマに1月から3月の間、各放送、再放送を含めて24回、実施しました。ラ

ジオの意見として26件、決して多い数字ではありませんが、視聴者の方から寄せていただきました。非常にわかりやすいという好感を持って聞いていただいている方がほとんどで、中でもネット社会と人権というインターネットの関係のお話、これについては26件のうち5件が「非常に参考になった」という意見をいただきました。

それから次はFM放送になります。

こちらは特に若者を対象にしており、音楽アーティストからいろいろメッセージを発信いただく番組で、こちら番組に対する意見が数多く寄せられています。22年度は113件の意見をいただきました。「この番組を通じて人権について考えるきっかけになりました」ということや、「介護の仕事をしてるけれども、自分がそういった人権、相手の気持ちを考えているのかどうか、少し不安になった」、「そういうことを考えてやっ払いこ」など、番組を通して人権について考えていただくきっかけになり、非常に反響もあり、効果もあるのではないかと考えています。

次に40ページをお願いします。まず、Mo 'COOL FESTA2010、これは若者が集う祇園祭の宵山にFM京都が実施しますイベントにブース出展をしました。特に人権啓発学生サポーターの運営で催しを実施しまして、来場者の方から3行レターという形でメッセージをいただきました。

それと同じように学生主体で、HUMAN LIVE KYOTO2010を実施しました。これは8月2日、京都駅ビルで実施をしたものですが、大階段のところと、京都駅前のところにブースを設置して、トータル2,100名の参加がありました。学生のスタッフが79名が企画・運営しています。学生、スタッフの中でも非常に問題意識を持って取り組むことができたということで、スタッフ自身がいろいろ人権を考えるきっかけにもなっていますし、参加者からも学生が学生に対してのイベントということに対してする評価や、驚いたというような声もあります。さらには、継続を望むような声も来場者の中からも出てきています。こちらは引き続き実施をしていきたいと思っています。

次に41ページの京都ヒューマンフェスタ2010ですが、昨年11月21日に京都テルサで実施しました。NPO法人や大学にも参加をいただき、総合的なイベントとして約3,100名の参加を得たところです。

次に市町村連携フェスティバルですが、こちらも8月の強調月間、さらには人権週間の前後に、5市町と連携をしたフェスティバルを実施しました。

それから42ページの府民講座ですが、こちらも市町村やNPOと連携した催しで、昨年

は向日市と長岡京市でそれぞれ実施をしたところです。

その下段の街頭啓発ですが、去年はメッセージ付きの花の種を配りました。今年は手元に配布していますメモ帳を作成しまして、昨日からスタートをしているところです。

次に47ページの人権啓発活動再委託事業です。これは法務省の委託事業として、市町村が実施する事業です。

次の二つは京都府の補助事業ですが、それぞれ市町村が行う啓発事業に対する助成、また市町村が行う地域の交流に資するような事業に対して助成をしていくものです。

最後に48ページをご覧ください。これは国との連携した組織ということで挙げています。京都人権啓発行政連絡協議会ですが、これは地方法務局が事務局を持っているもので、国の機関と府、京都市が連携をしまして、特に企業研修を中心に活動をしている状況です。京都人権啓発活動ネットワーク協議会というのは、同じように京都地方法務局が事務局を持っていますが、それ以外にも人権擁護委員連合会や社会福祉協議会がメンバーに入って、啓発活動を実施しているところです。研修事業以外は以上です。

研修事業については、平成22年度人権教育・啓発事業実施状況の研修事業の37ページをご覧ください。まず、人権啓発指導者養成研修会を実施しました。8月16日から18日まで3日間、メディア・リテラシーと人権というテーマでワークショップを、8月24日には「日本における人権運動、人権行政の歴史と隣保館」、「子供の人権、子供の権利について」、この二つの講義を行いました。

研修の効果の中、70%以上は「役に立ちました」というアンケート結果を得ていますが、特にワークショップでは、非常に新しい視点に気づくきっかけになった、また、講義だけではなくて周りの参加者と一定のテーマについて議論をするという時間がとれたことで非常に効果があったということが、このアンケート結果から得られています。

講義についても、「隣保館が行ってきた役割について、今後の課題等よく理解できました」また「子供の接し方など参考になりました」という意見を得ています。受講者が知識を得るための講義をもう少し充実してほしいという声と、またあわせて参加型授業で新たな気づきというのが得られたと言う声と、両面ありますので、今後も同じような形でやっていくべきと考えまして、今年も効果的な研修を実施をしたいと思っています。

次に38ページの京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会ですが、今年の2月1日に実施しました。こちら講義と参加型の二つを合わせたような研修でしたが、非常に参加型で実践的な研修になったという声を多くいただいています。これは京都府の職員だけで

はなくて、市町村職員も入って、実際に窓口業務に携わる方を中心にした研修で、実際に役立つ内容が非常に望まれているというアンケート結果から、引き続き継続をしていきたいと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは次、知事室長グループをお願いします。

○事務局

知事直轄組織、知事室長グループの広報課です。どうぞよろしくをお願いします。

資料1の1ページをご覧ください。

広報課では広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発、それから府政記者に対する人権に配慮した取材、報道の要請を所掌しています。課題としては、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要と考えています。

取り組みの方向としては、実際に生じている問題を踏まえて、各種広報媒体を活用し、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行うこととしています。

具体的な取り組みについては、3ページから紹介しています。

まず、1番目、マスメディア関係者に対する働きかけとしまして、現在の府政記者会に17社、36名が加盟されていますが、その府政記者の入れかわりの都度、「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を説明するとともに、人権に配慮した取材、報道の要請を行っています。記者の皆さんには理解をいただき、人権に配慮した取材及び報道がされていて、継続して要請することが必要だと思っています。

次に、きょうと府民だよりですが、毎月118万部発行しまして、8月号と12月号で人権についての特集をするほか、そのほかの月では人権口コミ講座の内容を紹介する記事を掲載しています。読者の方からは「人権についての特集に引き込まれた」などの意見が寄せられており、府民だよりの記事が人権について考える契機の一つになっています。

資料の4ページからはテレビ、ラジオの電波媒体の広報事業についての報告になります。

まずテレビ番組ですが、毎月1回30分の番組を帯番組として持っていますが、その中で8月に人権強調月間の取り組みを紹介し、11月には京都ヒューマンフェスタ2010の模様

を伝えました。

次に、下段のテレビスポット放送ですが、5月の憲法週間、8月の人権強調月間などに、30秒のCMをKBS京都テレビで放送しています。

次のページからはラジオ番組です。5月、8月、9月、12月に「きょうとほっと情報」という番組で14回、「Kyoto Prefecture Public Line」というFM放送で5回、人権についての番組を放送しました。

次の6ページの上段は、「Kyoto Prefecture Eyes」といって、職員が出演して人権問題に関する府の取り組みをわかりやすく説明しています。

下段はFM京都ラジオでのスポット放送、7ページについても12月の人権週間をフォローする形で集中的にスポット放送を実施しました。いずれにしても一定定着した番組を活用しており、人権を自分自身にかかわる具体的な権利として認識を深めることができるよう、継続していくことが必要と考えています。

広報課については以上です。

○座長

ありがとうございます。

次に知事室長グループ国際課からお願いします。

○事務局

国際課です。よろしくお願いします。

資料1の1ページをご覧ください。所掌テーマとして、外国籍府民、留学生の支援を所掌しています。

課題認識としては、一つは外国籍、留学生の方々が社会に入ってこられることに伴う人権尊重に基づいた正しい認識、府民理解が必要だということと、もう一つは、その外国籍の方々、留学生の方々が地域に定着するような支援施策、文化的多様性に配慮した交流社会の形成が重要と認識しています。

取り組みの方向性としては、まず一つは、外国籍府民等の人権啓発について啓発活動が必要であるということ。次に、外国籍府民の方々への支援策が必要であるということ。次に、名誉友好大使、それから外国語指導を行う外国青年を通じた地域国際化の取り組みが必要であるということ。最後に、留学生等の住居施策について必要であるということです。

個別事業につきましては、8ページをお願いします。

三つ事業を掲げていまして、これはいずれも外国籍府民の方々への情報提供の事業です。

一つ目が、国際センターのホームページで5カ国語による生活情報の提供を行っています。22年度はアクセス数4万3,400件で前年を下回りましたが、3月に起った震災のときには、緊急の情報提供などに努めたところです。

二つ目が、外国語のラジオ放送で、これはFMCO・CO・LO、FM放送を通じて英・中の2カ国語において生活情報を発信をしまして、これも同じく3月のときにはFM放送との協定に基づき震災関連の緊急放送を行ったところです。

三つ目は、多言語による情報発信のうち、府のホームページ、これも英・中・韓、3カ国で発信していますし、メールマガジンでは、これは英語ですが、月1回発行しています。こうした情報提供については継続して実施していくことが重要であると認識しています。

9ページをご覧ください。京都府外国籍府民共生施策懇談会ですが、これは平成20年度から開催しています。京都府の外国籍府民の方々が5万人以上いらっしゃいますので、この方々の諸問題や取り組むべき課題について意見を求めて、これを知事に報告いただくというものです。平成22年度も有識者の方々のほか、公募の外国籍府民の方々にも加わっていただき、4回、懇談会を実施しました。特に教育に関する事、それから福祉・医療に関する事について議論いただいたところです。3月16日に座長から知事のほうに報告いただいたところです。

9ページ下段の京都地域留学生住宅保証制度ですが、これは留学生の方々が民間のアパートに入る際に保証人が必要になるときに、大学コンソーシアムがその保証人になるという事業で、これは京都府でも側面から支援をしまして、平成22年度は全体で1,011件、減ってはいますが、利用があったということです。

10ページをご覧ください。外国人研究者・留学生等のための居住支援ですが、まず一つ目が、府営住宅の優先入居で、年3回入居者を募集しています。毎回割り当てが2戸ということもあって、非常に高い人気があります。これも引き続き実施していくことが必要であると思っています。

二つ目が、短期滞在、外国人研究者等の住宅確保です。これは短期で日本に来られた研究者の方々を対象にして、来てすぐ帰られる場合が多いですので、家具や電気・ガス・水道などの公共料金をパックした住居のサービスに努めているところです。これは3戸あり、空きが出ると利用率が下がってしまいますが、今回は震災とは関係なく急な帰国などが相次いで、利用率は34%でした。ただ、今は1戸埋まっていますので、六、七割に回復して

います。

その次の、外国人のための防災ガイドブックですが、これは海外から来られる方々は地震とか災害に余りなじみがないため、国際センターで易しい日本語を含めて7カ国語で小さな冊子を作成をしました。1万4000部を作成して、市町村の窓口で配布していただく、外国人登録の更新に合わせて窓口に来られた際に配布しています。評価の三つ目で、これも震災のときに、特に大学のほうから留学生に配布したいなど、多くの提供依頼があったところです。

最後に11ページをご覧ください。外国籍府民のための安心・安全リーフレットの作成ですが、京都府外国籍府民共生施策懇談会から、安心・安全に関する情報提供の検討が必要だという意見をいただき、外国籍の方々に救急時に救急車を呼ぶとか、あるいは火事の時や交通事故が発生した時などの緊急の際に、手元に置いておいて、すぐに連絡がとれる、どういうふうに電話をかけたらいいいのか、あるいは各市町村の生活相談窓口などを一覧にしたもの、これを冊子を作成しました。これも市町村の窓口を通じて配布をしたところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次は、知事直轄組織の職員長グループお願いします。

○事務局

職員研修・研究支援センターです。よろしくお願いします。

資料については、研修事業の33ページ以降をご覧ください。

当センターでは、各部局の職員が人権問題の理解を深めて、職場の日常業務遂行の中で人権問題の視点を忘れずに実践する、そういう職員の養成をしていくことが極めて重要であるとして研修を行っています。

大きな柱としては、当センターが自ら行う研修と、それぞれの職場ごとに行う研修があり、33ページは当センターが行っている研修ですが、採用年次、役職等のそれぞれの段階に応じて行っている研修をまとめたものです。

管理職研修ではソーシャルインクルージョンなどを取り上げたところです。

次に34ページをご覧ください。

これは各職場によって、職場にふさわしい研修を企画する人権問題の職場指導者、ある

いはその指導者を補佐する主任向けの研修を実施しているところです。新任向けの研修を実施したり、あるいは世界人権問題研究センター主催の人権大学講座の参加型の研修に参加することによって、実際に現地で学ぶ、幅広い知識を習得するというところで取り組んでいるところです。

35ページについては、当センターが時々の人権問題を取り上げて行っている人権問題の特別研修です。北部で主に秋に2日、1月、2月に南部で5日間、それぞれいろいろテーマを組み合わせながら多くの職員が参加できるよう研修を行っているところです。

次の36ページは、それぞれの職場指導者が職場で行っている研修をまとめたもので、テーマは、それぞれの職場で計画いただいております。健康福祉職場では子どもの人権、あるいは感染症と人権、教育職場では障害者の人権と府の特別支援教育など職務に関連の深い課題、また犯罪被害者支援やパワーハラスメント、あるいは今日的なネットによる人権侵害など、非常にさまざまなテーマが取り上げられているところです。全員の参加はなかなか難しいですが、かなり多くの職員が参加しています。大きな部局では、2回、3回、研修を実施して多くの職員が受講できるよう工夫をしており、約4,600名の参加を得たところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次、総務部お願いします。

○事務局

総務部です。よろしくをお願いします。

資料の17ページをご覧ください。

所掌事務としては、個人情報保護の推進を所管してまいりまして、取り組みの方向としては、個人情報保護について正しい知識と理解を促すために法律や条例案の周知と啓発を図るための取り組みを進めています。

次の、19ページをご覧ください。取り組みとしては、個人情報保護の推進ということで、個人情報保護制度に関する啓発の実施を進めています。

内容としては、府のホームページ等での啓発や、啓発用パンフレットの配布ということで、ホームページで個人情報保護制度の国や府の制度の内容、また最新の動き等について、情報提供を行うとともに、毎年消費者庁との共催で説明会を開催し、そういう機会を通じ

て啓発用パンフレットの配布と周知による啓発を行っているところです。

また、府公用封筒に人権啓発標語を印刷し、あわせて府民の方に対して人権啓発意識の高揚を図る取り組みを進めています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは次、政策企画部をお願いします。

○事務局

政策企画部です。よろしくお願いします。

資料は21ページになります。政策企画部では府政の総合企画及び調整に関することを所管していき、「明日の京都」が該当します。今年1月から、新京都府総合計画、新府総の後継としてスタートしています「明日の京都」では、人権尊重の重要性を明確に位置づけています。同和問題を始めとしたさまざまな人権問題が依然として存在しているということ、また、インターネットの普及などで、新たな人権侵害の問題が増えているといった課題認識のもとに、あらゆる場を通じた人権教育・啓発など、人権問題の解決に向けた施策を推進することとしています。

政策企画部では関係部局と連携し、進捗状況をしっかりと管理していくことを通じて施策の着実な推進に取り組んでいくこととしています。

次に、制作企画部の具体的な事業の実施状況ですが、23ページをご覧ください。

世界人権問題研究センターの運営助成です。このセンターは、同和問題や定住外国人の人権問題など五つの研究部門を設け、総合的に調査研究を行う専門的な研究機関です。京都府ではセンターの研究活動の充実を図り、その研究成果をなるべく広くわかりやすい形で府民に知っていただくために運営費の助成を行っています。

センターでは人権大学講座や季刊誌の発行、ボランティア人権ガイドや高等学校への出前講座などに取り組んでいます。

また、昨年10月には施設を独立した建物へ移転しました。これはセンター設立以来の大きな課題でありましたが、現在の施設は交通至便な四条烏丸に近く、建物1階には図書室と閲覧スペースを設けるなど、府民の方が利用しやすい環境の整備を行ったところです。この移転を記念して12月にはシンポジウムが開催され、多くの方の参加をいただきました。今年度は、京都市内と京都府北部の2カ所で開催を予定されています。京都府としまして

は、研究成果の還元について、さらなる充実に努めていただきたいということで、引き続き支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次に府民生活部、お願いします。

○事務局

それでは、人権啓発推進室以外の府民生活部の概要について説明します。

資料25ページをお願いします。

府民生活部では、男女共同参画の推進、安心・安全なまちづくり、青少年の健全育成といった府民生活に密接にかかわる課題について取り組んでいます。また、府立消防学校を設置し、府内の消防職員など初任教育、あるいは教育を通じた人権研修、啓発にも努めているところ です。

課題認識としては、特に女性・青少年について、犯罪に巻き込まれるなどの非常に深刻な状況が重なってきており、犯罪被害者への支援とあわせて、引き続きしっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところ です。

取り組みの方法としては、国や市町村だけではなく、府民とも直接協働して、さまざまな課題の解決に取り組んでいかなければならないと考えています。

具体的な事業内容について、27ページをご覧ください。

犯罪被害者支援についてですが、平成19年度に発足しました京都府犯罪被害者サポートチームを中心に、引き続き、官・民の垣根を超えた総合的なサポート体制によって取り組みを進めているところ です。現在サポートチームの事務局である安心・安全まちづくり推進課に設置しています専用電話により、被害者やその家族の方からの相談にも対応しているほか、公益社団法人の京都犯罪被害者支援センターへ助成することにより、こちらにもフリーダイヤルの相談電話を設置し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談される方々の心情に配慮して、迅速かつ的確な対応ができるように、関係機関とも連携を密に取り組んでいるところ です。

さらに、被害者を支えることの重要性について、これは社会全体で理解を深めていくために府内の市町村の担当者を対象とした研修、それから市町村との共同による府民向けの講演会も実施して、地域レベル、住民レベルでの理解の促進を図っているところ です。

次に、28ページからの男女共同参画の取り組みについてですが、昨年度末、23年3月にKYOのあけぼのプラン、第3次京都府男女共同参画計画を策定し、新たに10項目の重点分野を設けて、より一層男女共同参画の推進を図ることとしているところです。

28ページのKYOのあけぼのフェスティバルについてですが、昨年度は京都テルサ会場において、約1,400人の参加をいただき、講演、ワークショップ、それから女性顕彰事業でもあるあけぼの賞の授与式などを実施しました。また、南丹市、宇治市と、それぞれ協働しまして、地域フェスティバルを実施したところです。

次、29ページをご覧ください。下段のほうの女性国内交流研修事業、いわゆる女性の船事業ですが、いわゆる女性リーダーの育成と、総合交流ネットワークの構築を目指して、昨年度は88名の参加をいただき、5月の事前研修、6月11日から14日の現地研修、8月の事後研修を実施しました。参加者の約7割からは「有意義であった」93%の方からは「相互交流が十分できた」という評価をいただいたところです。

続きまして、30ページになります。女性相談事業については、女性が抱える家庭や地域生活での悩み、あるいは職場での待遇、人間関係といったさまざまな問題に対する相談カウンセリングを実施しているところです。

昨年度の実績は、DVサポートラインの実績を除いて前年度より約500件ふえて約3,700件になっています。このうち約16%に当たる約600件が具体的な面接相談を実施して、そのうち約9割は本人との間での相談が完了し解決済みという状況になっています。なお、DVサポートラインについては、22年6月に家庭支援総合センターに移転しました。南部センター、北部センターを合わせた家庭支援総合センター全体における昨年度のDV相談については、約1万2,000件の実績となっております。今後とも家庭支援総合センターや昨年8月に開設しましたマザーズジョブカフェ、こういったところとの連携を密にしながら、効果的な相談事業に努めていきたいと考えています。

それから31ページをご覧ください。特にドメスティック・バイオレンス対策事業については、計画に基づき、被害者の自立支援の一環として、心理的ケアを含めた被害者同士のグループワークを実施するとともに、DVの根絶に向けた啓発講座の開催や啓発冊子等の配布に努めているところです。

それから、保育ルームの設置、促進事業についてですが、京都府が実施します講演会等について、保育ルームの設置を勧めて乳幼児等のいる女性の方の参加しやすい環境づくりに努めているところです。

このほか、記載はしてませんが、先ほど説明しましたマザーズジョブカフェにおいては就業相談、職業訓練、それから就職活動、こういった、実際に女性の方が活動を行う際に一時保育を実施して、そういう方の活動支援も始めているところです。

次に、34ページをご覧ください。青少年の社会環境浄化推進についてですが、青少年を取り巻く環境は年々厳しい状況にあるという認識に立ちまして、青少年の健全な育成に関する条例に基づき、あらゆる場面での環境浄化に取り組んでいるところです。有害図書類の指定、あるいは店舗等への立ち入り調査などの取り組みに加えて、近年非常に深刻化しているインターネット上の有害情報、これらから青少年を守るために携帯電話のフィルタリングサービス、これの解除手続を一定厳格化するという内容の条例改正を昨年9月に行い、この4月から具体的に施行して運用を開始したところです。

さらに、また後ほど詳しく報告しますが、児童ポルノの規制についての条例案について、府民の皆様から意見を寄せていただいているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

次、文化環境部をお願いします。

○事務局

文化環境部です。よろしくをお願いします。

資料の49ページをお願いします。

文化環境部は私立学校での宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進支援、スポーツ及び生涯学習の推進に関する事務を所掌しています。

また、府立医科大学、府立大学においては、府と連携のもと公立大学法人において人権教育授業を実施しています。具体的な取り組みについては、51ページ以降です。

まず、「京の府民大学」開設事業ですが、府民の皆様の自主的な生涯学習を支援するために府や府教育委員会、市町村、市町村の教育委員会、大学などが実施している生涯学習関連の講座を京の府民大学として、整理、体系化してインターネットで広く府民の皆様に情報提供しているところです。昨年度の人権教育事業については、52講座の情報提供をし、3,166人の方に受講いただいたところです。

続きまして、52ページから54ページをご覧ください。府立医科大学、府立大学の人権教育授業についてです。

学生の人権尊重意識の高揚を図るため、また、人権問題について理解と認識を深めるための講義を実施しているところです。定期的に学習内容の見直しを行って、事業内容の充実、改善を図っているところです。

続きまして、研修事業ですが、研修事業資料の7ページのとおり私立学校人権教育研修会を実施しているところです。また、8ページから11ページですが、府立大学と医科大学において教職員や医療従事者への研修を実施しているところです。

また、39ページの宗教法人関係者人権問題研修会も実施しているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

次、健康福祉部お願いします。

○事務局

健康福祉部です。資料1の研修事業以外のページの55ページをお開きください。

健康福祉部では、健康福祉、医療など、府民の生活、暮らし、健康に直結した分野を所掌しています。人権問題としては、社会的に弱い立場にある方の人権を守る取り組みが中心ということで、対象が幅広い中、きめ細やかな取り組みが必要になると考えています。

具体的な取り組みについては、57ページからになります。まず、高齢者の関係ですが、京都SKYセンターに委託をして、高齢者が抱える各種の心配、悩み相談、各種の情報提供等を行う事業を行っています。一般相談、専門相談、それぞれ248件、114件の実績があり、情報提供については998件です。

続きまして、認知症総合対策事業についてですが、認知症高齢者の方、その家族の方が安心して暮らせる環境づくりの取組みとして、医療体制の充実、正しい理解と早期発見、家族支援といった取組みを実施しているところです。

次に58ページです。高齢者の権利擁護の推進事業ですが、これは法律に基づく身体拘束及び虐待に関する実態調査ということで、身体拘束調査461施設、それから虐待実態調査26市町村を対象に実態調査を実施し、その結果を公表しています。そのほか、高齢者の虐待対応の窓口である地域包括支援センター職員向けに研修等を実施している事業です。

次に、子どもに関する事業ですが、昨年来、痛ましい事件が次々報道されている中、11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンとして、さまざまなキャンペーンを展開しています。

内容としては、京都サンガF Cチームをオレンジリボンキャンペーン大使に任命する、また、福知山マラソンで選手にオレンジリボンを着用いただく、あとは北近畿タンゴ鉄道で駅員にオレンジリボンを着用していただく等のキャンペーン事業を展開しているところです。

続きまして、59ページ、エイズに関する普及啓発事業です。これは年間を通じての各種啓発活動ですが、特に6月の啓発H I V検査月間、12月のエイズ予防月間等をチャンスととらえ、研修会やボランティアの養成等を行っています。特に若い人向けの啓発が重要ということでエイズ予防啓発ボランティアグループ「紅紐」、学生によるグループですが、このグループによる学生祭等で啓発活動を実施してもらっているところです。

続きまして、ハンセン病対策啓発事業についてです。らい予防法は平成8年に廃止になり、10年以上たっていますが、未だに偏見、差別が完全に払拭されてるとは言いがたい状況であり、こうした取組みを実施しているところです。リーフレットの配布、パネル展の開催のほか、ハンセン病療養所入所者とのふれあい交流会等を実施しています。特にふれあい交流会に参加した中学校では、事前学習会、それから事後報告会、感想文等を書くなどの取組が行われ、事業効果が高いと考えています。

続きまして、60ページになります。障害者関係の取組みになりますが、一つ目は府民日より、それから新聞意見広告の活用等を通じて障害者に関するシンボルマークの普及に取り組んでいる事業です。

二つ目は、「障害者週間」啓発活動促進事業として、これはイベントを通じた取組ですが、体験作文、ポスターコンクールの実施などを行っています。

続きまして、スポーツ関係のイベントとして、丹波自然運動公園で5月15日にスポーツ祭典を実施したところです。参加者は4,200名でした。

次に、61ページの芸術関係ですが、公募による障害者の芸術作品展を実施しています。12月9日から12日、京都市美術館別館で芸術作品展を実施し、2,903名の参加をいただきました。

次に毎年京都で実施している全国車いす駅伝ですが、昨年度は2月20日に実施しました。残念ながら京都Aチームは、審判員との接触というアクシデントが起きて5位に終わりましたが、約5万人の方が応援するなど、障害者スポーツについて広く啓発できたと考えています。

次の社会参画促進事業ですが、福祉機器の展示等、啓発の実施を行っているところです。

こういった種々のイベントを通じて、府民の皆さんと障害のある方たちとのふれあい、交流の機会となる事業を行っているところです。

続きまして、62ページをお開きください。身体拘束防止対策事業として、障害者施設における身体拘束をゼロに近づけることを目的に、施設職員の意識向上、人権意識の啓発を行っています。なかなか難しい側面もあろうかと思いますが、人権が第一といったことを繰り返し施設職員に徹底していくという取り組みです。

続きまして、緊急自殺防止事業です。これについては、自殺ストップセンターを府の精神保健福祉センターに設置しまして、こころの健康相談、電話や多重債務相談といった関連相談を含めて、相談を実施しています。昨年度は1,608件の相談があったところです。

次に、63ページの発達障害者支援事業ですが、府立こども発達支援センター内に発達障害者支援センターを設置して、そちらで研修とか啓発講演会等の取り組みを実施するとともに、府内6カ所の圏域において支援センターを設置し、同じように講演会等を実施しているところです。

下段の発達障害児の早期発見、早期療育等の支援事業は、5歳児を対象にして、スクリーニングや相談、事後支援を実施するとともに、保育士や幼稚園の教員等にも研修を実施していく事業です。

研修事業につきましては、研修事業の資料12ページ以降、21ページまで記載をしています。健康福祉部門においても、医療に携わる方、社会福祉関係の方、その他、多くの関係団体の方が関係していますので、そういった方々に対して、人権意識の高揚を図るということで研修を実施しているところです。研修効果については、「よくできた」とか「おおむね理解できた」5段階評価で言う「4」、もしくは「5」という評価がほとんどの研修で8割から9割あり、一定の効果が上がっているのではないかと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

次、商工労働観光部をお願いします。

○事務局

商工労働観光部です。よろしくをお願いします。

所掌事務についてですが、資料1、研修事業以外の65ページをお開きください。

府内企業、商工業団体の人権意識の向上と諸課題の解決を図る事務を所掌しています。

具体的な事業についてですが、資料の67ページからになります。まず、公正な採用選考の取組みについて、募集、採用に際しては応募者の適正、能力のみを判断基準とする採用選考の実施と、求職者の個人情報の取り扱い等についてポスターや新聞意見広告、テレビスポットなどにより、周知、啓発を行っています。

次に、府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業についてですが、府が造成しました福知山市の長田野工業団地、綾部市の綾部工業団地に立地する企業が構成する社団法人が実施する人権啓発の事業に対して府が補助をしています。

続きまして、資料の68ページをご覧ください。

中小企業の労働相談の実施についてですが、さまざまな労働問題に関する労使双方からの相談に応じており、22年度の労働相談件数は、全体で1,622件、前年度比2.2%の増となっています。内容としては、電話相談が中心で、一般労働相談1,316件、非正規労働者ほつとラインとして、社会保険労務士による相談が226件、面談による弁護士の特別労働相談が59件、こちらも面談による産業カウンセラーの働く人のメンタルヘルス相談が21件となっています。22年度の傾向としては、相談件数が高い傾向が3年連続続いていることや、相談全体に占める非正規労働者の割合が3割となっていること、それと相談内容では賃金や解雇・退職勧奨、労働時間・休日に関する相談が多くなっています。

使用者側からの相談もありますが、労働者側からの相談が中心となっています。相談の過半数は相談員が制度の説明や使用者との交渉方法のアドバイスなどを行ったもので、法的や心理面での専門的な助言を必要とするケースについては、特別相談やメンタルヘルス相談を紹介しています。また、相談内容によっては監督機関の労働基準監督署への申告や労働委員会や労働局のあっせん、またハローワークでの相談などを紹介しているところです。

引き続きまして、資料1の研修事業の40ページをご覧ください。

企業内人権問題啓発セミナーですが、これは労働局が行う企業内人権問題啓発推進研修会及び学卒求人説明会と同時に府内4会場で実施しており、平成22年度は4会場で1,497社に対して人権意識の徹底を図ったところです。

41ページをご覧ください。商工業関係団体役職員等人権啓発研修会ですが、府内企業の代表者、商工業関係の団体役職員を対象に、府内4会場で実施したところです。昨年度は355名の参加者を得まして、7割以上の参加者から「よかった」との評価をいただきました。

次に42ページをご覧ください。府営工業団地に立地しています企業の人事・労務管理職等に対する人権問題研修です。今年1月に長田野・綾部の工業団地が合同で実施しています。立地企業の約6割が参加しています。研修後のアンケート結果は「よく理解できた」「ある程度理解できた」と合わせますと約93%が理解できたということでした。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次に農林水産部をお願いします。

○事務局

農林水産部です。資料1の69ページをお願いします。

農林水産部では農林・漁業関係団体職員の人権啓発と農山漁村における男女共同参画社会づくりを所掌しています。

課題としては、地域活動や生産活動の場からの意識づくりが必要であるということ、女性の能力の発揮、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進などが必要と考えています。

具体的な取組みとしては、71ページをお開きください。

農林漁業関係団体や職員人権啓発研修補助ですが、農林漁業関係団体3団体に対して、それぞれ補助を行い、研修や啓発資材の作成、配布等を行っているところです。

また、72ページですが、農村女性育成事業については、家族経営協定の締結や農産加工等、起業活動の支援等を行っており、家族経営協定については、昨年度5組が締結をされました。また、山城普及センターでは女性の起業家を対象にして、アグリビジネス創成塾という名前でセミナーを開催したところです。

また、その他の府内3普及センターでも、例えば直売所の研修や農産加工品のパッケージのデザインなど、それぞれの必要とされるテーマに絞った研修セミナーを実施しているところです。講座の卒業生で起業された方もあり、また、実践的な研修として、現場ですぐに活用されて直売所などでも女性が経営に参画されています。

研修事業の資料43ページをお願いします。農林漁業関係団体職員人権啓発研修についてです。

府内の農林漁業関係団体11団体と連携して研修を北部と南部でそれぞれ開催をしています。昨年度は、いじめ問題の今日的特徴というテーマで佛教大学の原先生に講演をいただ

き、またビデオ等の上映をしたところです。講師の選定に当っては、できるだけ現場に近い方をお願いするといった工夫をしています。また去年は子供のいじめをテーマにしましたので、アンケートなどでも好評を得ました。父兄会などでもやってほしいという意見があるなど、満足度も非常に高かったと考えています。これに関しては、農林漁業関係団体の職員が255名、京都府の農林関係の職員が111名、外郭団体等の職員が6名、合計372名の参加を得たところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次に建設交通部をお願いします。

○事務局

建設交通部です。資料1の研修事業以外の資料の73ページをご覧ください。

建設交通部としましては、道路、河川、都市公園等、あるいは府営住宅の整備及び管理、医療福祉のまちづくりの推進、また建設業の許可、宅地建物取引業の免許等の事務を所掌しているところです。

具体的取組みについては、研修事業の資料44ページをご覧ください。

建設業者人権啓発研修として、毎年北部、南部2カ所で、建設業者を対象とした研修事業を実施しているところです。22年度については、世界人権問題研究センター客員研究員の上杉先生に講演いただくとともに、資料には書いていませんが、後ほどアンケート調査の報告もさせていただきます、宅地建物取引における土地差別の関係のビデオ上映を行いました。

研修効果ですが、アンケート結果の中で「自分で気づかないことが人権問題になることがあるのがわかった」あるいは「改めて人権について聞くと新しい意識や気づきがあった」とったことで、土地差別についても、宅地建物取引の現場でそのような事象があるということを知らなかった等の気づきを得るきっかけとなったなど、事業効果があったのではないかと考えているところです。

続きまして、宅地建物取引業者向けの啓発事業について、建築指導課から説明します。

資料1の75ページをご覧ください。

宅地建物取引業者人権啓発ということで、去年に引き続き実施しました。宅地建物取引業協会と全日本不動産協会、それぞれ1,950名と383名、合計2,333名に対して、また宅地建物取引主任者1,625名に対して法定講習ということで、取引調査問題など宅地建物取引

におけるさまざまな人権問題の配慮について研修を実施しました。取引調査問題については、この後、時間をいただき報告事項として宅地建物取引業者を対象とした人権問題についてのアンケート調査について、説明させていただきます。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

あと、教育委員会の説明がありますが、今委員の中にあと15分で退出の方がおられます。もし、今までのところで何か意見、質問がありましたらお願いします。

○委員

勝手ながら、失礼いたします。

毎年この報告を聞いてまして、すごくよくやっておられると感心する面と、物足りないと思うところがあります。物足りない面は、内容が細かく報告されていて具体的な実績類も載ってはいますが、評価が余りにも安直に、自己満足と言っては失礼ですが、具体性のない評価が多いんですね。いちいち評価項目を細かく報告するというのは難しいと思いますし、大変無理な注文ですが、その評価のところに、出来るだけ具体例や数値的なものを入れていただけたらという感想を持ちました。

○座長

この意見には後ほど対応いただくこととして、次に教育委員会からご報告いただき、その後5分ほど休憩を取りたいと思います。それではよろしくお願いします。

○事務局

教育委員会です。よろしく申し上げます。

それでは研修事業以外の資料77ページからご覧ください。所掌事務としては、学校教育、社会教育となっています。

教育委員会においては、新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえて、本年1月に作成しました京都府教育振興プラン、これを踏まえて、学校教育、社会教育、あらゆる教育活動を通じて人権教育推進をしています。

それでは、具体的な事業の実施状況について説明します。

資料79ページをご覧ください。

人権教育指導資料を作成しています。人権教育の指導を推進するために教職員等関係者の資質向上の一助となるように、人権関係の国内外の資料、法令等を整理した人権教育指

導資料を作成しました。構成として、基本的人権の尊重に関する普遍的なアプローチからの資料と、同和問題や女性、子供、高齢者等の個別的なアプローチからの資料、この二つのアプローチから資料を構成し、府内の公立小・中・府立学校全教職員に配布しています。

次に、資料の80ページをご覧ください。

人権教育資料としまして、人権教育進路保障資料を作成しています。内容としては、援護制度一覧を作成するもので、経済的理由で、児童生徒が希望進路を断念することのないように、国、府、市町村等が実施している事業を掲載しています。外国人児童生徒の就学保障の観点から、京都府教育委員会のホームページにも英語、中国語、韓国・朝鮮語で載せています。ただ今、新しい制度ができ、現在改訂版の翻訳作業中です。近日中にまたホームページに掲載したいと考えています。

次に、資料の81ページ、82ページの人権教育研究指定事業です。文部科学省の事業で二つあります。一つは、研究指定校の事業と総合推進地域事業の2種類があり、81ページに研究指定校事業について説明しています。指定事業については、人権教育を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から、実践的な研究を踏まえて、人権教育に関する指導方法の改善や充実を図るものです。平成22、23年度の2年間、府立綾部高等学校において、研究主題として、生徒の生きる力を育て、地域に根差す人権教育ということを主題にして取組みを行っているところです。

次に、82ページの総合推進地域事業ですが、こちらは学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組みを推進し、地域全体で人権意識を培うためのものです。平成21年度から亀岡市の詳徳中学校区内において取り組んでいます。

それから、次に資料の83ページをご覧ください。トータルアドバイスセンター設置事業についてです。

不登校やいじめなどの学校教育に関することや、子育て、しつけなど、家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く子供たち、それからその保護者等に対して、電話、来所、巡回による相談を実施しているものです。電話相談については、24時間対応しています。メールによる相談も実施しています。

また、複雑で専門的なアドバイスが必要な場合は、精神科医や臨床心理士による府の総合教育センターや、その北部研修所での来所相談、それから近くの教育局等で巡回相談も引き続き行っているところです。

続きまして、資料84ページの社会教育関係事業について説明します。

学習教材・啓発資料整備ですが、学校、地域社会、職場等で人権について学ぶことができるよう、学習教材、啓発資料を整備するものです。

視聴覚教材として、平成22年度末で16ミリフィルムを199本、ビデオが287本、DVD27本を保有し、貸し出しを行っています。昨年度はビデオ・DVD125本の貸し出しを行い、延べ約4,756人の方に視聴していただいています。

それから、資料85ページの森と小川の教室推進事業です。南丹市のるり溪少年自然の家、それから南山城村の南山城少年自然の家を活用し、自然の中で障害のある子どもたちと一緒に共同生活を行う事業です。参加した子どもたちや高校生、大学生のボランティアは、この活動を通じて、互いに多様な立場を理解し支援する、そういう心が養われるなど、そういう機会となっています。

次に資料86ページをご覧ください。

京のわくわく探検推進事業です。人間性豊かな青少年の育成を目指して、障害のある子どもと一緒に地域でさまざまな体験活動を行うことによって、地域社会全体で子どもを育てるといった環境の充実を図るものです。

平成22年度については、六つの市町村教育委員会が推薦する団体等に委託し、学校や社会教育施設等を活用しながら伝統文化についてなどの京都らしい体験活動が実施されています。

それから、資料の研修事業の1ページですが、教職員を対象にしている研修です。学校の先生の人権教育を進めていくための認識の深化と指導力の向上を図るということで、伏見にある京都府総合教育センター、それから綾部市にある北部研修所等において、教職員の経験年数やライフステージに応じた研修を実施しています。初任者研修、初任者新規採用者研修、それから10年経った先生を対象にした10年研修、またそれ以上の先生を対象にした領域等研修として、昨年度、990名が参加して研修をしているところです。

次に2ページをご覧ください。こちらはそれぞれの学校において、地域や学校の実情を十分考慮した中で、それぞれの学校で認識の深化、それから指導力の向上を図ることを目的として、各学校の会議室、場合によっては現地の福祉施設等、関係施設を活用しながら研修をしているところです。

次に3ページですが、人権教育指導者研修会、こちら社会教育の関係者を対象に社会教育主事とか社会教育指導員等を対象にして、年2回、研修を実施しています。22年度参加総数は延べ132名となっています。

次に4ページですが、こちらは人権教育行政担当者協議会ということで、人権教育に携わっている行政関係者、市町村行政関係者を含めて、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策について研究協議を行い、またそれぞれ市町村の人権に関する取組み状況の情報交換を実施することによって、資質を向上していこうという研修事業を昨年度は15回実施したものです。

教育委員会については以上です。

○座長

ありがとうございます。

警察本部からの報告については、公務の都合上欠席ですので、文面を参考に、後ほどコメントがありましたらお願いしたいと思います。

それでは休憩に入ります。

(休憩)

○座長

それでは、再開します。

あと、報告事項は三つほどありますが、今まで報告いただいた内容等についての質問やコメントなど自由をお願いしたいと思います。

○委員

毎年こういう形でやっていただいて京都府としては良くなってきているし、いろいろな形で事業をされていて、ただ啓発をする、相談を受けるだけでなくその後に対するフォローのシステムが出来はじめていると思っていますが、さきほどの意見と同じで、評価については、非常に自分たちのことについて具体的に評価をして、ここまでできたけどこれはできてないと評価している部署と、この評価は甘過ぎるのではと思えるような、非常に抽象的に「できました」みたいな形で書いてる部署があるので、やはり目標があって効果があるということで、そういうところを工夫していただけたらという感想です。

それ以外に三つですが、一つは多言語サービスという形で国際課や教育委員会で、それぞれがやってくさっていますが、幾つかのところではポルトガル語はやっているけれども、タガログ語はやってないという形になっています。これは京都府下の外国人の状況を踏まえて対応のサービスをしていただきたいんです。なぜかと言うと、京都市で調べているんですが、現在フィリピンの女性の人たちが日本人と結婚して残っておられ、子どもは

日本国籍なんだけれども、お母さんだけがフィリピン人で言葉などよくわからない状態で暮らしてる方がかなりいます。そういう保護者、子育てをしている女性たちに情報が届くようなタガログ語での情報提供を考えていただけたらと思います。英語がしゃべれると言われてますが、やはり不自由だということなので、ぜひまたできる範囲でお願いできたらと思います。

それから15ページのポータルサイトで情報提供している事業について、自己啓発の支援ということで、人権問題研修会講演録を掲載していると書いてありますが、ここに人権関連の法律を入れてくれたらと思っています。できれば法律にこういうことなんだよというコメントが書いてあるともっといいんですが。なぜかと言うと、人権を守るということは、すなわち非常に法律がさまざまな形で進んでいて、その法律に基づいてシステムが動いてるし、法律に基づいていろんな啓発をしていかなければいけないと思います。でもどんどん新しい法律ができたり、法律の改正がされたり、理解が間に合わない状況になっていると思うので、ぜひ法律を啓発して資料集的なものがここにあったらなと思いました。それが2点目です。

3点目に、これは質問ですが、男女共同参画の部局でさまざまな取り組みをされているとありましたが、ほとんどが対象が女性ですよ。女性のエンパワーメントが必要で女性の啓発が必要なことはわかりますが、男女共同参画という部局の中で、男性に対しての働きかけはどのようのだらうと思っています。女性に対するさまざまな保護政策なり、あるいは女性専用車両などの形でやっていることが、なぜそういうことをやっているのか、男性の理解がないと、逆に差別的というか、非常に反発を買ってることが最近多いと思います。そういうことで、男性向けの講座とか、男女共同参画だからもちろん男女に対しての施策などがあれば、教えてください。

以上、三つです。

○座長

ありがとうございました。

確かに女性の問題でも男性の視点がないのは、そのこと自体大きな問題だと思います。最後の指摘は、そういうことを念頭に置いての質問だと思います。

ほかの委員、どうぞ。

○委員

報告にもありましたように、高齢者や障害者の身体拘束防止対策などを進めていただい

てきていますが、障害者差別禁止法の制定も進んできております。次の事業のを検討される際は、ぜひそれを柱の一つに加えていただきたいということと、先ほどの委員の発言もありましたが、そういう法律の中身が十分に理解できないこともありますので、一般の方にもわかるような情報発信をぜひお願いしたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

先ほど、委員から法律の話があったんですけども、日本の法律は難しい言葉が多いです。法律や制度の解説も含め、基本的にわかりやすいという視点でやっていただくと、例えば差別防止、虐待からの保護についてもわかりやすいのではないのでしょうか。いろんな表現をもう少し工夫していただいたらもっと中身が生きるんじゃないかという指摘だろうと思います。

では委員、どうぞ。

○委員

提供していただいているこの資料ですが、これはこの懇話会のために作成いただいているのですか。それとも何か部内の資料をこの席に持ってこられたのですか。この資料の目的を一度聞かせてください。というのは、やはりこの評価、誰に見てほしいのかということです。我々に見てほしくてされておられるのか、部内の中でこういう評価をした上で、いろんな施策が作られているのか。もしも部内評価がこれだとどうかなと思います。他の委員も発言されたように、課題がないと前へ進めないと思うので、この評価、この資料を元にいろんなことを検討されたり施策を作られているとしたら、どうかなと疑問に思いました。誰のために作っている資料なのかを一つ教えてください。

それから外国人の問題一つとっても、啓発だとか、パンフレットをつくる、リーフレットをつくるなど、啓発、研修が中心ですが、実はもっと外国人、フィリピンの人たちの問題で、光が当たらない見えないところで様々な問題が進行している。この間フィリピンのコミュニティーの方と1回話したことでわかったんですが、いろんな現場が生まれてます。例えばそういったところの人たちに対してアプローチってどこがやるのかですね。そういう現場感覚なりアンテナを持って、リサーチして対処していくことをやってるのかどうか。そういう部署が府にもあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、東北で震災があってさまざまな問題がありますが、人権という立場で、人権という視点でいろんな問題がないのかどうか、京都府の立場でもリサーチする必

要があるのではないかと思います。病院とか医療とか介護だとか、いろいろ報道はされていますが、そういった観点で1回、総括というか、検証してみる、府の立場でやってみるということも必要ではないのかなと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

被災地へ各自治体から応援に行かれることは大事なことです。フィリピンの農村花嫁、漁村花嫁で、御主人が流されて、家族がいなくなった方が、どこへどうやって相談に行けばいいのかわからない。そういう状況であること自体、大問題です。京都は幸いにして津波は来ませんでしたけど、やはりそれに類する問題はないかという視点を入れていただけたら、もっと身近な報告になるのではないかということだろうと思いました。

ほかの委員もどうぞ。

○委員

3月11日のことがあって、社会全体が防災や節電といったことに関心が高まってる時だと思うんですけども、どうしても縦割りになってしまってるというか、防災は防災を担当する所、人権の問題は別だみたいと思われることがありがちです。ないと思っていました。やっぱりそういう災害が起こった時に、どうしても弱い立場の人たちにたくさんしわ寄せが起こりやすいということは皆さん認識しておられることだと思います。そういう意味で、防災の何か催し物をするとか、防災についての府民の意識を高めるとか、そういう活動の中にも人権啓発ということとミックスされて、そういう時に同時に府民の意識を高めていただくという取り組みを、ぜひお願いしたいと思っています。

それから先ほどの報告の中の人権啓発推進室の事業で、資料41ページの昨年11月に開催された京都ヒューマンフェスタ2010についてですが、京都テルサが会場で、参加者が3,100名あったということですからごくよかったと思うんですけども、この中に韓国併合100年と在日韓国・朝鮮人シンポジウムという行事もありました。私もパネラーの1人として参加させていただきましたが、その会場はとても人が少なかったんですね。それで事前の宣伝も余りなかったのかなとすごく思いました。そして、またそのプログラム自体が京都テルサの広い会場を使って、あちこちで同時進行的にいろんな催し物をされているということで、全体としてはよかったのかもしれませんが、在日1世の方のお話や2世の方のお話など、ほんとに貴重なお話が聞ける機会だったので、むしろ別にやったほうがよかったので

はないかと、ちょっともったいない思いをしたんです。何かそういった工夫をしていただきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

ほかの委員、いかがですか。

それでは、今までの質問に対して、可能な範囲で答えをお願いします。この第三者評価というのは確かに難しいことではありますが、誰のための人権かということもあります。今までのやり方以外に出来ましたらご検討いただけたらと思います。

○事務局

京都府人権教育・啓発推進計画をつくる時に一つの目玉として第三者評価の仕組みを入れた方がいいということで、それがひとりよがりの施策になってしまったりいけない、施策の効果を高めるためにはそういう仕組みを取り入れた方がいいよということで、懇話会を立ち上げたわけです。

基本的には人権教育、あるいは人権啓発の施策についての第三者評価を得るというのを能動的に行うために、この懇話会を立ち上げましたが、ただ、研修事業や一般の啓発事業だけに限定してしまうと、それだけでは浅いというか、検証を進めていくに当たっては、いろいろな人権にかかわる施策をやっていて、その関連の中で啓発施策、研修事業もあるということで、裾野を広げた形にしました。懇話会自体は人権教育・啓発事業推進懇話会ですが、その教育啓発するだけにとどまらず、周辺の事業も可能な限り入れて、第三者評価を受けるようにという観点から、部局ではまちまちになっていたものを一つの様式で明らかにし形であり、様式自体はこの懇話会向けの様式として作りました。この研修事業と研修事業以外となっておりますけれども、最初は1本でスタートしましたが、その評価をいただく中で、その啓発の効果をj得るなら自らのところでどういう仕組みでどういう反応があったかというのは、研修事業の方が比較的jわかりやすのではないかという意見を、委員からいただきました。それで研修事業と研修事業以外に分け、研修事業については評価の視点というものを一定作りまして、その視点に合わせながら様式も改善されていった。研修事業以外のところがメインになってくるわけですが、そこについては、改善は各部局でもしてきてはいますが、まだ具体的な数値など、この評価の中で記載しているところがまだ少ない、弱いという点は私どもも認識しております。どのように記載するのがよいか、まず相談というように思っていますが、これらの経過なり課題認識を持ってるとのこと

が大事だと思っています。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

国際課です。多言語サービスということで、タガログ語を加えたサービスの意見をいただきました。今現在、京都府国際センターで生活相談として多言語で、英・中・韓・ポルトガル・スペインとやってきましたが、外国籍府民共生施策懇談会での意見も踏まえまして、フィリピンの方が非常に府内でも在籍数が多く、府内では韓国・朝鮮籍、中国籍に次いで3番目で2,000人以上の方がいらっしゃいますので、22年度から国際センターでタガログ語も加えて、6カ国語で生活相談に応じているところです。

それから、先ほども説明しました国際センターで作っています防災ガイドブックや安心・安全のリーフレットもタガログ語でも作成しています。これからさらにまたホームページや情報提供でもこういったことを拡充していかなければいけないと認識しているところです。

また、フィリピンのコミュニティに対するアプローチに関する質問についてですが、やはりまず市町村、また市町村の国際交流協会やNPO法人などその地域のさまざまなどころにより踏み行っていくためには、こういったところとよく連携をして取り組んでいくことが必要だと思っています。国際課や国際センターがこういったところの支援を通じて、連携をして取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

職員研修・研究支援センターです。法律やその解説をポータルサイトに載せた方が良いのではという意見をいただきました。人権啓発推進室とも相談しながら、今後検討させていただきます。

○座長

ありがとうございます。

では次、どうぞ。

○事務局

男女共同参画における男性施策についてですが、御指摘のとおり男性の課題を踏まえた施策などは、これまで十分な取り組みが実施できていない状況です。先ほど口頭で報告しましたが、去る3月にまとめました第3次男女共同参画計画の中で、改めて男性に対応した取り組みを進めるということを重点項目の一つに掲げまして、今後、具体的に男性への課題、一般的に言われるのは長時間労働で、家庭とか地域社会に入っていけない、あるいは入っていきたくないけれども、そういうチャンスを失ってる、あるいは団塊の世代でリタイアされた方に、どのような形で地域に入っていくのか、そういう方にどのように引き続き活躍していただくのかなど、そういうところに照準を当てまして、今後検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

ほかに。委員どうぞ。

○委員

新聞報道などで児童・乳幼児の虐待件数も増えているという痛ましい報告を拝見しました。58ページの児童虐待総合対策事業について、府民全体に対してオレンジキャンペーンをされていたり、教育委員会では子どもたちのためのメール相談や電話相談を実施されていると聞きましたが、結局子どもたちがまだ乳幼児で、自分たちから訴えることができない子ども・乳幼児に関しては保護者が一番で、そういう虐待にかかわる年齢層の若い世代に対しての人権の教育など、具体的に何か今まで以上に積極的にされているというようなことがありましたら教えてください。

○座長

可能な範囲でお答えをお願いします。

○事務局

健康福祉部です。

こんにちは赤ちゃん事業というのを健康福祉部でやってまして、これは、これから赤ちゃんを育てていこうとする全ての家庭を保健所の保健師等が訪問して、虐待防止につながるよう相談や指導などを行っているところです。

○事務局

教育委員会です。

メール相談など行っていますが、教職員は虐待を発見した場合、通告しなければならない義務があると法律でも規定されていて、教員のそういう意識向上が非常に重要であると、それから、「見逃してませんか、子供サイン」という教職員向けにチェックリストを渡して、日々、こういう場合はどうなんだといったことをチェックするシステムにしております。

また、児童・生徒の生活・学習習慣の確立を目的とした「まなびアドバイザー」派遣事業を実施しているところでありまして、小学校、中学校に、退職されたベテランの教員、あるいは社会福祉士等を数校配置し、家庭や児童相談所等関係諸機関との連携を強化する取組をしております。この取組により、虐待防止に繋がった事例がいくつか報告されております。

学習習慣確立事業と言って、ネグレクト等、虐待に絡むものなどに焦点化して、小学校、中学校に、退職されたベテランの教員、あるいは社会福祉士の方を数校配置しまして、虐待防止に対応するような取り組みをしているところです。

○座長

ありがとうございます。

それでは、報告事項の、宅建業者に対する人権問題についてのアンケート調査結果について、まず報告をお願いします。

○事務局

建築指導課です。よろしくお願いします。

資料2をご覧ください。背景を説明させていただきます。これは平成21年の大阪府の報告書によると、マンション業者がマンションを建設するに当たり、広告代理店に地域評価の報告を依頼し、広告代理店が調査会社に委託、調査会社が地元の不動産屋から地域の情報を収集していたということですが、その報告書の中に同和地域や外国人の居住の多い地域といった差別的な表現があったということで、京都でもそういった事例、具体の地名等がありました。こういうことを受けまして、京都府として初めて宅建業者を対象とした人権問題についてのアンケートを行いました。その結果をまとめています。

資料を2ページほどめくっていただきますと、アンケート調査票の結果が出ています。府内の約3,500の宅建業者に郵送で送りまして、40%の回収率でした。ちょっと概算で報告しますと、3ページの問い6の「同和問題等の人権研修を行ったことがありますか」という問いについては30%というような回答、それから次の4ページ、その内容について同

和問題や障害者問題、外国人の問題ということで研修を受けたことがある。それから、7ページに、「取引物件の所在地が同和地区であるかどうかについて質問を受けたことがありますか」ということでは44%の方があるとなっています。

その次の8ページですが、だれから質問を受けましたかということについては、88%の方が消費者ということであります。

次に12ページ、13ページと通して書いていますが、同和地区の物件であろうとなかろうと顧客の質問にはありのままに答えなければならないということについて、「そう思う」「ややそう思う」合わせて8割というような回答を得ています。それから、後から同和地区の物件である場合、そのことを伝えないことでトラブルになっては困ると思っているという方は61%、顧客が同和地区かどうかを気にするのは、一方、それはおかしいんじゃないかという方も合わせて47%というようなことで、おかしいんじゃないかと思う方は結構ありますが、やはり商売上答えざるをえないというような結果が出てきています。

それから、14ページのマンション開発に伴って地域や地区の制約、評判等について質問をされたことがありますかという問について、25%の方が質問されたことがあるというような回答になっています。

後半のほうについては、賃貸住宅のあっせんをされている方、約半分ですが、その方について質問、回答いただきました。16ページの高齢者の賃貸住宅の入居について、家主から断るよう言われたことがありますかということで、50%の「ある」という答えです。

それから19ページの問いの19ですが、「障害者の方について家主から断るよう言われたことがありますか」、これについては23%、それから23ページの「外国人の方について断るよう言われたことはありますか」、これについては39%というような数字になっています。

最後に、28ページですが、母子家庭、父子家庭について断わるよう言われたかという問いについては、15%というような回答を得ています。

もう一度、一番最初に戻っていただきまして、こういった結果を受けて、京都府としては、調査結果の内容をまとめています。人権問題に対して正しい理解と認識を持ってない業者の方々がかなり多いなというような認識をしています。

それから一般消費者からそういった質問があったということで、消費者の中に同和地区に対する、避けるというような意識があるということも原因のひとつであります。それから、マンション開発に伴ってこういった調査をするということも25%ということで、そう

いった調査の存在がわかりました。

一方、この資料を1枚めくっていただきますと、研修を受けたことがある方と受けたことがない方に分けまして、例えば所在地が同和地区であるかどうかなどの間に対しては、差別につながるのではないかという意見は、受けたことがある方のほうが高い意識があり、同じく高齢者の入居を断るとか、障害者の入居を断るということについては差別につながるんじゃないかという意見が、やはり研修を受けた方の方が受けてない方より多く、意識が高いという結果が出ております。ということで、1ページ戻りますが、人権問題に対する研修、講演会といったものが非常に有効であると考えています。

それから、賃貸住宅についても、先ほど言ったように、賃貸住宅入居に当たって、まだ差別が存在するということが明らかになっていまして、今後の対応として、これらを受けて、京都府及び宅建業団体によって宅地建物の取引における人権問題に関する指針を作成していこうということが一つ。それから、宅建業者団体においても土地調査問題、それから賃貸住宅に関する入居問題に関する研修を充実させていこうということ。それと一般府民の中にはこういった問題に対する「避ける」という意識がまだあるということが出ておりますので、この啓発についても進めていこうということで考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

外国人留学生のアパートの時など似たような問題があり、教師としてはどの学生も同じように住居をと願うんですけれども、問題が無くならないんです。ですから、こういう一般的な調査は大切だろうと思いますし、時間をかけて少しずつ直す以外ないのかもしれませんが、地道な人権啓発の努力というのは大切だろうと思います。ほかの委員も自由に意見をどうぞお願いします。

○委員

このアンケート調査結果、この資料2は公開資料、府民向けに公開なざる資料になるのでしょうか。

○事務局

はい。一応公開ということで考えています。

○委員

これを使って啓発的なものをつくるということになるのでしょうか。

○事務局

まだそこまでは検討していません。例えば大阪府ではパンフレット等にまとめているところですが。

○委員

さっきの22年度の報告で、宅建業者に対して啓発を行った。それなりの成果があったと報告がありましたが、研修を受けている人はそれなりに考えてくれてるけど、宅建業界全体が、入居者の人権というか、入居者の居住権ということを考えるんじゃなくて、家主さんの意向などを優先しているというような、そういう発想で貸してるのかなと思いました。初めてのアンケートでもあり、結構難しい部分もあると思います。私も障害者の介護をしているときに入居拒否がすごくありました。高齢者がはなから不動産屋から入居拒否されたのを見たことがあるし、もちろん外国籍の人たちの、留学生もすごく苦労してるのを知っています。苦労して、借りられないから外国籍の人たちがより集まってしまうという、一つのアパートに集まっていくという状況があり、実際にはかなり深刻な問題がたまたま出たということだと思います。これを機会にぜひ考えていただけたらと、そう思ってます。

○座長

ありがとうございました。

ほかにも質問を含めて何かありましたら、どうぞ。

先ほど委員がおっしゃったように、だれのための何の調査、そこを踏まえて、いろいろ配慮しないといけない点があるとは思いますが、それが人権ということのしんどさでもあり、重要さでもあると思いますので、ぜひ全般的にそういう視点を府政の中に反映していただきたいと思います。どうぞ。

○委員

深刻な問題が現実にあるということで、指針を作るだとか、それから研修を充実させる、それから府民に啓発するということについて、もう一步踏み込むことも検討する時期じゃないのかなと思います。何かこういった、アンケートをして実態がわかって、行政がやることは啓発します、研修しますで終わるのではなく、もう一つ何かできないのかということを検討していただきたい。そういうのは業者の中だけじゃなくて、やはり外国人の方、差別受けられる方、町へ行って話を聞けば、かなりいろいろ検討できるのではないかと思います。そういったことを少し考えていただきたいなと思います。

○座長

はい、委員、どうぞ。

○委員

問い24の外国人の入居を受け付ける場合に家主は何か条件をつけてますかというところで、身元引き受け者とか保証人、日本語がわかるとかいろんな条件が並んでいるんですが、保証人というのは、実際、私たちが経験しているところは日本人の保証人という形で言われることがとても多く、ただ保証人と問うだけではなくて、そのところも細かく聞いていただけたらもっとよかったんじゃないかと思います。

○座長

ありがとうございます。

いろいろ今回出ました意見も参考にさせていただけたらと思います。

○事務局

初めてのアンケートで、数字も出てきたということもありますので、これを機に、各宅建業の関係の協会など、話し合いを持ちながら解決を考えていきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

それでは京都府児童ポルノの規制に関する条例（仮称）（案）についての報告をお願いします。

○事務局

青少年課です。よろしく申し上げます。

それでは、資料3に基づいて、説明します。前のほうにはパブコメ案、後ろのほうに、検討会議の報告書がついています。この報告書をご覧ください。

まず、背景ですが、報告書を開いていただきますと2ページの「はじめに」というところに少し記述されていますが、児童ポルノについては、現在、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されているところであり、児童ポルノの製造・提供及び提供を目的とする所持等が禁止されているところですが、依然として多くの児童ポルノが流通してる状況にあります。

具体的には、3ページに現行の法上の被害の状況を掲載しています。この報告をされた段階では、平成22年度10月末になっていますが、参考に平成22年の1年間の速報値が出ておりますので、報告させていただきます。全国では、児童ポルノ法事件の送致件数が年間で1,342件、被害児童が618人です。うち、京都府内では同事件の送致件数が84件、被害児

童が35件ということで、非常に増加している状況です。

最近、特にインターネットの普及に伴い、容易に児童ポルノの閲覧・入手が可能な状況にあるということと、また一旦インターネット上に児童ポルノの画像が流出しますと回収が事実上不可能になる状況があります。また、インターネット上では、簡単に製造や提供ができるということで、新たな製造や提供を助長し、さらなる被害状況を生み出す状況になっています。

こういった状況を踏まえて、京都府でも何か対策をとということで検討会議を立ち上げました。ただ、新たな規制になりますと、さまざまな意見があり、また法的に検討すべき課題もあるところから、昨年9月に9名の有識者の方やインターネットの関係事業者等、現場から4名を専門委員としてお願いして、児童ポルノ規制条例検討会議を立ち上げまして、計6回の審議をしていただいたところです。そういった審議を経て、本年の3月に知事あてに提出された報告書がお手元の報告書です。

5ページですが、まず第1に「条例の基本的な考え方」ということで、これは被害児童等の救済の一環として、現存する児童ポルノの廃棄に向けた取り組みを進めること。それから新たな被害児童等を生じさせないように、児童ポルノの取得や提供目的以外の所持に対する実効的な規制を検討すること。そして規制対象については、漫画やアニメ等は含まず、実在の児童を被写体とするものに限定すること。それからまた、規制のみを先行させることなく、啓発や支援といったことも重視した総合的な施策を展開していくということが基本とされたところです。そういった基本を踏まえて、第2に児童の権利保護という目的に照らし、被害児童に対する支援が重要で、安心して気軽に相談できる環境の整備が開設されたといったところです。

第2に児童の権利保護という目的に照らして、「被害児童に対する支援」が重要で安心して気軽に相談できる環境の整備が大切とされました。

それから第3に、6ページの「児童ポルノの被害から子供を守るための規制」については、まず、ブロッキング等のインターネット上の閲覧規制については、やはり全国的な対応が必要な課題であるとされ、条例においては関係者の責務を規定することが適切であるとされています。

さらに、7ページですが、「児童ポルノの取得・所持の禁止」については、まず正当な理由なく18歳未満の児童ポルノを取得し、所持することを禁止し、現存する児童ポルノをできる限りなくしていくために、そういったもののうち性的虐待の程度が高いと認められ

る画像等について廃棄命令を出して、それに従わない場合については制裁を科すことが可能ではないかとされたところではあります。

また、13歳未満の児童の性交、または性交類似行為が写った画像等については、刑法で処罰されている性的犯罪等を伴うといったものですので、特に違法性が高い物として、そういう画像等を有償で取得した場合については刑事罰を科すことが適当ではないかとされました。

それから、11ページの関係者の責務について、京都府は児童ポルノ根絶に向けた広報・啓発活動、それからインターネットなどを適切に活用する能力を取得するためのいわゆる情報リテラシー教育の推進についても取り組む責務があるとされたほか、府民及び関係事業者に対しましても一定の責務を求めることが適当とされたところではあります。

それから12ページの「留意事項」ということで児童ポルノの取得・所持の規制については冤罪発生の危険性などが危惧されるといったことから、捜査や調査における適正手続の保障などに十分留意して慎重に検討されたいという意見が付けられたところではあります。

現在この報告書を踏まえて、条例を策定する作業に入っており、「条例案に対する御意見をお寄せください」といったもう一つの資料をつけていますが、こちらの資料にありますように、現在、今月12日まで府民等に意見を求めているといった状況です。

報告は以上です。

○座長

ありがとうございました。

検討会議のメンバーとして、国際社会の反応を踏まえて我々の委員会としての方針をつくるべきじゃないかということだけは申し上げました。

どうぞ、委員の方、コメント、質問ありましたらどうぞ。

○委員

質問ですけれども、京都以外の自治体でもこういう条例を制定する動きがあると思うんですが、厳しさの度合いで言えば、京都府はどのくらいになってますか。

○事務局

現在罰則付きで児童ポルノの規制をしていますのは奈良県だけです。13歳未満の児童ポルノを所持した場合については直接罰を科すというのが唯一の例でして、あとは大阪府、東京都は、いわゆる罰則なしで児童ポルノを排除していこうという、そういう理念規定を置いてるところはあります。直接18歳未満を基本として規制をするのは京都府のみで

特に一番厳しいと理解しているところです。

○委員

わかりました。

○座長

いわゆる表現の自由との関係で非常に微妙な問題なんです。それから、いろんな系列あっても、持っていることをそのものを対象にするか、だから持っていることをどうやってわかるか、その経路、道筋をどういうふうに出ないような形にするかというところが非常に難しいのが事実です。ですから、運用でこれからその弊害や効果もはっきりしてくると思いますけれども、需要があるからそういう供給がある、その悪い連鎖をどういう形で絶つのが一番、広い目で見て人権の観点から好ましいかというようなことを話し合いをしました。あくまでも補足の情報としてお聞きいただきたいと思います。それでは、この件もまたいろいろお気づきの点がございましたら、事務局の方へお願いしたいと思います。

それでは、最後に、人権強調月間における取り組みについて、お願いします。

○事務局

資料4をお願いします。これをまたご覧いただきたいと思います。本日の項目に挙がっておりませんが、一言だけ状況の報告をさせていただきます。

前回のこの懇話会で、今年度、府民調査を実施をするということで、調査票についてもいただいた意見をもとに調査票は既にでき上がっているんですが、まだ実際に現時点で発送まで至っておりません。今、調査の集計等々の業務を行う業者等、詰めをしている状況であり、もう少し進んだ状況等を報告できればと思っていましたが、途中ですので口頭の報告でお許しをいただきたいと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございました。またお気づきの点ございましたら、個別に事務局へお願いします。